

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

本市には4つの保健福祉圏域があり、人口、高齢化率、要介護認定者の割合、介護予防・介護サービス資源、公共交通網等に違いがあります。加えて、地域活動への参加意向や見守り・支え合いの体制づくりに向けた意識にも圏域ごとで差や特徴があり、今後、人口減少・高齢化が加速することが見込まれる中で、それぞれの地域の特性を加味しながら誰もがいつまでも安心して暮らし続けることのできる地域をつくっていくことが重要です。

高齢者が地域でつながり、支え合い、生きがい（役割）と健康を保ちながら活躍できるまち、介護が必要になっても望む場所で自分らしく生活できるよう、保健・医療・福祉が連携したまちをめざすこととし、本計画の基本理念を以下のとおりとします。

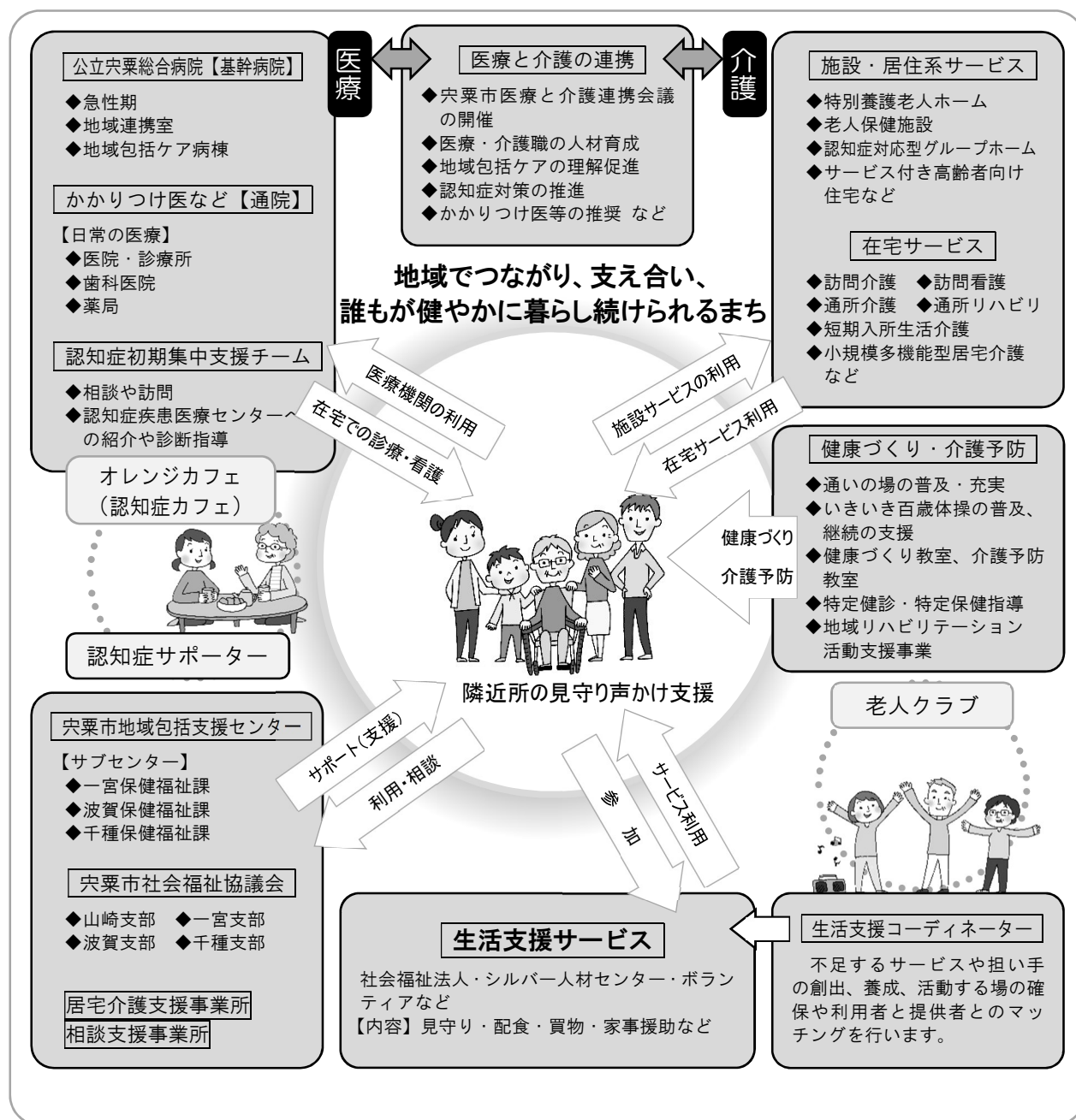
地域でつながり、支え合い、 誰もが健やかに暮らし続けられるまち

国においては、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となり、少子高齢化がピークに達する2040年に向けて、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で支え合い、助け合いを行う地域包括ケアシステムを深化・推進することが求められています。

また、認知症の人が、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる「共生社会」（認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会）」の実現を推進するため、認知症施策について、基本理念、国・地方公共団体の責務、計画の策定、基本的施策等について定める『共生社会の実現を推進するための認知症基本法』が、2023年6月に議員立法により成立しました。

本市においても、少子高齢化の進行に伴い、今後ますます要介護者の増加や人手不足等の問題が深刻化することが考えられるため、2040年に向けて行政と地域の様々な主体が協働し、誰もが安心して住み続けられるための地域づくりを進めていく必要があります。

■ 宍粟市がめざす地域包括ケアシステム イメージ



■ 宍粟市地域包括ケアシステムがめざす2040年の将来像

- 住民が住み慣れた地域で安心して、つながりをもちながら生活できる。
- 高齢化や疾患によって生活のしづらさが生じたときは、家族や近隣、ボランティア等の支援を受けることができる。
- 医療や介護が必要となった場合には、切れ目のない医療・介護サービスを個々に応じて受けることができる。
- 個人の尊厳や財産を守ることが保障されている。
- 本人や家族が希望する場所での看取りができる。
- 地域の人がつながりを持ち、支え合いながら地域の一員として(役割をもち)活躍している。

2 基本目標

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 地域の支え合い、助け合いの体制づくりとして地域包括ケアシステムを深化・推進します。
- 多職種で構成される地域ケア会議をもとに、高齢者の安心・安全な暮らしの実現を図ります。
- 医療と介護の連携を強化し、高齢者自身が望む身近な地域での生活の実現を図ります。
- 認知症高齢者、その家族への支援を充実させます。
- 多様な社会資源を活用し、見守りネットワークを構築します。

基本目標2 健康づくり・介護予防の推進

- 介護予防の活動の場への参加促進等を通じて、健康な生活習慣の定着を図ります。
- 特定健診・特定保健指導を通じて、早期からの健康づくりの意識を醸成します。
- 閉じこもりや認知機能の低下の防止に向けて、地域交流を促進します。
- 高齢者の状況や多様なニーズに応じた包括的・継続的な生活支援・介護予防サービスの提供体制を今後も充実させます。

基本目標3 生きがいをもって安心・安全に暮らせる地域づくりの推進

- 今後の高齢者の生活を支えるため、移動手段の確保・充実を図ります。
- 一人ひとりの生きがいづくりや社会参加ができる地域社会づくりを進めます。
- 高齢者が知識や経験を活かし、地域づくりに参画できる環境づくりを進めます。
- 安心・安全に暮らし続けることができるよう、防災・防犯体制や住まいの相談体制の充実を図ります。

基本目標4 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- 介護保険に関する情報・相談体制の充実、介護人材の確保に努めます。
- 働きやすい職場づくりの支援に努めます。
- 業務のICT活用の推進により事業所の負担軽減に努めます。

3 施策の体系

■基本理念

地域でつながり、支え合い、誰もが健やかに暮らし続けられるまち

■基本目標

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・充実	(1)相談体制・情報提供の充実
	(2)地域包括支援センター事業の推進
	(3)医療・介護連携の推進
	(4)地域ケア会議の推進
	(5)認知症基本法を踏まえた認知症施策の推進
	(6)家族介護への支援
	(7)権利擁護施策の推進
	(8)高齢者の地域での見守りの推進
基本目標2 健康づくり・介護予防の推進	(1)生活支援・介護予防サービスの充実
	(2)健康づくり・疾病予防の推進
	(3)介護予防の総合的な推進
基本目標3 生きがいを持って安心・安全に暮らせる地域づくりの推進	(1)生きがいづくりの推進
	(2)社会参加の促進
	(3)就労支援の促進
	(4)安心・安全で暮らしやすい環境づくり
基本目標4 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進	(1)介護人材の育成・確保と資質の向上
	(2)働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
	(3)外国人介護人材の活用に向けた環境の整備
	(4)介護保険業務の効率化の推進

第4章 施策の展開

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 相談体制・情報提供の充実

取組方針

- 「地域共生社会」の実現に向け、健康福祉部内だけではなく、他部署との分野を超えた連携を推進し、地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくりを進めます。
- 医療機関や介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所、民生委員・児童委員等の関係機関からの相談や、異変に対する「気付き」を大切にしながら、連絡調整を行う体制づくりを進めます。また様々な異変に気がつき、対応するための関係づくりや職員の資質向上に努めます。
- 住民にとって身近で利用しやすい相談場所となるよう、様々な手段や機会による情報発信を進めます。

主な取組

取組	内容
情報提供の充実と相談窓口の周知	●保健福祉サービスガイドブックや広報誌、リーフレット、しそくチャンネル、市のホームページ等の多様な媒体による情報発信を行い、多くの住民にサービスを利用してもらえるよう努めます。 ●かかりつけ医等の医療機関を始め多機関の相談支援窓口と連携し、どこからの相談であっても、適切な相談窓口に届くような情報共有を進めます。
啓発活動等の充実	●健康相談、健康教育、民生委員・児童委員定例会、高齢者実態把握調査訪問等の様々な機会を活用し地域包括支援センターについて周知し、高齢者の総合相談窓口となり、介護に困っている方が相談でき、必要な時に必要な支援が受けられるように周知を行います。
相談体制の強化	●高齢者のみではなく、ヤングケアラーやひきこもり、障がいのある方、生活困窮者等の多重問題世帯や処遇困難事例、権利擁護等の多様な相談や幅広い分野の相談が増加するとみられることから、相談対応職員への研修、勉強会等を通じて、職員のスキルの向上とともに、関係機関と連携が十分取れるような相談体制の強化を図ります。 ●地域包括支援センターにおいても、勉強会や研修会、事例検討会等を通じて、専門職としてのスキルアップを図ります。
関係機関との連携	●福祉に関する相談をワンストップで受け付け、相談内容により関係部局や介護保険サービス事業者、民生委員・児童委員等多職種の関係機関が連携し対応できるようネットワーク強化を進め、住民が相談しやすい環境を整えます。 ●関係機関との協働や行政内部の横断的な連携による包括的支援体制づくりを強化し、障害サービスと介護保険サービス利用者に関する情報の共有、保健事業と介護予防の一体的実施を進めます。 ●各関係機関との連携を強化するため、相互の情報交換を行うための研修や勉強会、連絡会、事例検討等の機会を活用します。

	●介護保険サービス事業所職員を対象に、高齢者虐待、成年後見制度等の研修を繰り返し実施します。
--	--

目標指標

指 標	現状値 (令和5年度見込み)	目標値 (令和8年度)
関係機関との連携を目的とした研修会及び連絡会の開催回数	60回	60回

(2)地域包括支援センター事業の推進

取組方針

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中心的な役割を果たしていますが、課題の多様化や多重化に伴い、関係機関等との連携を進めます。
- 地域包括支援センターが地域の拠点となるよう、人員体制の整備や効果的な運営を進めるとともに、市民に対しての一層の周知に努めます。また、サービス事業所等との関係づくりを進め、現場での異変や相談への対応支援につながるよう努めます。
- サブセンターとの連携を図りながら身近な相談窓口として迅速な対応に努めます。

主な取組

取組	内容
地域包括支援センターの効果的な運営	●地域包括ケアシステムを推進するため、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士、高齢者実態把握調査員、介護支援専門員、認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーターを配置するほか、高齢者が身近な地域で相談ができるよう、各保健福祉圏域にサブセンターを設置することで市域全体において地域包括支援センター機能を発揮する体制を整えます。 ●センターの体制を維持するための人材確保に努めるとともに、多重問題世帯の増加等、多様化・複雑化する課題に対応するため、センター職員のスキルアップに努めます。
地域包括支援センターの運営方針と業務の評価	●宍粟市地域包括支援センター運営協議会において、運営方法や業務評価を行います。引き続き運営方針に基づき、地域包括支援センターの業務評価を行い、適正な運営を行います。
地域包括支援センターの周知	●市の広報誌やホームページ、リーフレット等を活用し、各種情報を提供するとともに、かかりつけ医からの紹介等、多機関と連携した利用促進を図ります。 ●地域の組織と連携し、市民の身近な相談窓口として定着化を図るため、地域包括支援センターの活動に関する情報を積極的に提供します。

目標指標

指 標	現状値 (令和5年度見込み)	目標値 (令和8年度)
地域包括支援センターの機能強化を目的とした会議等の開催回数	3回	3回

(3)医療・介護連携の推進

取組方針

- 高齢者が在宅での生活を継続できるよう、医療と介護の連携に資する会議の実施や研修会の開催、情報提供の充実等に取り組むことにより、在宅医療・介護連携に関する関係者の連携を推進します。
- 高齢者が在宅療養生活を続けられるよう、市民に対して医療と介護の連携に関する情報提供の充実を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症により、医療・保健・介護の連携や情報交換の機会が増えたことから、今後もこの態勢を維持し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護保険サービス事業所等と情報共有を推進します。
- 人生会議(アドバンスケア・プランニング)について、医療・介護従事者とも連携し、研修会等で市民に啓発していく取り組みの充実を図ります。

主な取組

取組	内容
地域の医療・介護の資源の把握	●保健福祉圏域別に作成された医療機関・介護保険サービス事業所の医療と介護のサービスマップの更新を行い、介護保険サービス事業所等との共有や市のホームページに掲載し、継続して周知等を進めます。 ●現在把握していない医療保険・介護保険以外の地域の支え合い等のサービスを発掘し、しそく“地域の宝物”リストに追加して周知を図ります。
医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	●地域包括ケアシステムを構築するために、医療と介護連携会議を開催し、情報交換をする中で課題を出し合い事業計画を立てていきます。
切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築	●地域医療推進のため、主治医や地域連携室、介護支援専門員、訪問看護ステーション、ヘルパーステーション等と連携しながら、在宅医療と介護の連携を図ります。 ●介護支援専門員専門部会、訪問看護ステーション連絡会、地域リハビリ連絡会、ヘルパーステーション連絡会、グループホーム連絡会、しそくケアマネ会、地域看護連絡会へ参加し、その活動を支援します。
医療・介護関係者の情報共有の支援	●Eメールやファックス等を活用し、情報共有を図ります。 ●医療機関診療情報一覧を作成し、情報発信します。 ●地域連携パスの効果的な活用を促進します。 ●ケアマネタイムを活用し、介護支援専門員や介護保険サービス事業所等と医師や歯科医師との連携を図ります。
医療・介護連携に関する相談支援	●引き続き保健福祉圏域での相談窓口の設置と周知を行います。
医療・介護関係者の研修	●関係機関に研修内容の希望を確認しながら、医療と介護職を対象とした研修会、福祉に関する講座や講演会等を開催し、医療・介護関係者の資質向上に努めます。

地域住民への普及啓発	●かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局、おくすり手帳の大切さについて、老人クラブやいきいき百歳体操、健康大学等の多様な機会を捉えて周知・広報することにより地域包括ケアの啓発に取り組みます。 ●健康教育や介護予防等について講座を開催し、地域住民の知識向上に取り組みます。
医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	●西播磨圏域健康福祉推進協議会へ参加し、医療・介護連携の強化に努めます。
「人生会議」の普及、促進	●将来にわたって個人の尊厳を守り、家族の負担を軽減するため、自分にもしもの時が訪れたときの医療・介護の方針等を話し合う、人生会議の必要性やメリットを周知し、普及に努めます。 ●医療機関や居宅介護支援事業者等と連携し、人生会議を実行しやすい環境づくりを進めます。

目標指標

指 標	現状値 (令和5年度見込み)	目標値 (令和8年度)
医療と介護連携に関する講座・研修会の開催回数	4回	4回
医療と介護連携に関する会議・連絡会の開催回数	2回	2回
医療介護サービス事業者情報の更新・周知	1回	1回

(4)地域ケア会議の推進

取組方針

- 地域ケア個別会議と自立支援サポート会議から地域ごとの課題を把握し、移動販売等の必要な地域資源開発、政策形成へとつなげていきます。
- 多職種の支援のもと自立支援サポート会議を実施し、生活機能向上に向けたケアマネジメントの支援を行います。
- 地域ケア推進会議において問題提起にとどまらず、施策検討の場となるように、会議の充実を図ります。

主な取組

取組	内容
地域ケア個別会議の充実	●個別課題の解決や地域課題の抽出のため、地域ケア個別会議を必要に応じて柔軟に開催できるよう努めます。 ●年々複雑化する支援困難ケースに対し、本人や家族、地域、関係機関を含め会議開催が必要な時には個別会議につなげながら、問題解決へと導きます。
自立支援サポート会議の充実	●介護支援専門員や多職種が、高齢者の生活を支えるために、自立支援サポート会議でインフォーマルなサービスを含めて検討することで、地域に不足する資源等の地域課題の発見とその解決策の検討を行います。 ●理学療法士や栄養士、歯科衛生士、保健師等の専門職が、個々のケースにとっての自立について検討することで、フレイル予防が図れるように支援する。 ●地域包括支援センター担当者だけでなく、地域課題についても考える時間を設け、事例提供者や助言者とともに検討を行います。
地域ケア推進会議の効果的な運営	●生活支援コーディネーターから収集した情報や、地域ケア個別会議・自立支援サポート会議等が出てきた地域課題を把握し、課題解決へとつなげていきます。 ●地域ケア推進会議は地域包括ケアシステムの課題として位置づけ、効果的な会議となるよう充実を図ります。
マニュアルの活用	●宍粟市版地域ケア会議のマニュアルを関係機関に周知し、個別ケースから地域の課題までの一連の流れを理解することで、多機関・多職種の方が多角的な視点から検討できるようにします。 ●困難ケースの相談があったときは、地域ケア個別会議につなげ、会議を積極的に開催できるよう、マニュアルの活用を進めます。 ●必要に応じて、マニュアルの見直しを行います。

目標指標

指 標	現状値 (令和5年度見込み)	目標値 (令和8年度)
自立支援サポート会議の開催	12回	12回
地域ケア個別会議	6回	6回
地域ケア推進会議の開催	2回	2回

(5)認知症基本法を踏まえた認知症施策の推進

① 認知症に関する正しい知識と正しい理解の普及啓発

取組方針

- 認知症に関する講演会などを開催し、正しい知識の普及啓発に努めます。

主な取組

取組	内容
講演会等の開催	●認知症やその予防に関する基本的な知識の普及を目的として講演会などを開催します。
認知症の啓発活動	●世界アルツハイマーデーなどに合わせて、認知症に関する啓発活動を行います。
認知症介護に関わる人材への支援	●民間の介護サービス事業所職員の協力を得て、介護職員を対象とした研修を年1回以上継続して実施するとともに、研修内容の充実を図ります。

目標指標

指標	現状値 (令和5年度見込み)	目標値 (令和8年度)
認知症講演会	1回	1回
認知症介護講座	1回	1回
認知症ミニ講座	20回	20回
介護職員等の研修会の開催	1回	1回

② 認知症の人が安心・安全に暮らすことができる地域づくりの推進

取組方針

- 認知症の人とその家族の応援者である認知症サポーターを増やし、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを進めます。
- 地域に対して、認知症の正しい知識と正しい理解の普及を図ります。

主な取組

取組	内容
認知症サポーターの養成	● 小学生や中学生、高校生を含めより幅広い年代を対象として、認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座が実施できるよう、啓発及び講座内容の充実を図ります。 ● 宍粟市高齢者地域支え合い活動協力事業者や配食サービスボランティア等の支え手の方に対して、認知症サポーター養成講座を実施し認知症の理解を深め認知症の人やその家族の支援者を増やします。 ● 認知症サポーターが活動できる場を創造し、認知症の人やその家族を応援する活動へ協力者として参加するよう促します。
認知症地域支援推進員の機能強化	● 認知症地域支援推進員が中心となって、オレンジカフェ等関係機関との連携を図り、認知症関連事業の充実に取り組みます。 ● 認知症初期集中支援チーム員会議では、認知症サポート医や作業療法士、社会福祉士、保健師の他職種と協働することで推進員自らのスキルアップを図り、個別ケースへの支援を進めます。
地域向け講座の開催	● 地域(自治会やグループ等)を対象にした講座を開催し、認知症の正しい知識と正しい理解の普及を図ります。
認知症高齢者等見守り・SOSネットワークの充実	● 事前登録者の情報を活用し、地域ぐるみの日常の見守り体制、緊急時の体制の構築を図るとともに、ネットワークが活用されるよう普及啓発を進めます。 ● 地域住民や関係者が認知症を正しく理解し、地域で見守る意識を持てるよう、高齢者声かけ模擬訓練を行います。 ● SOSネットワークが効果的に活用できるように、ネットワーク機関の連絡や情報交換にメールやSNS等のICTを活用できるか検討します。

目標指標

指標	現状値 (令和5年度見込み)	目標値 (令和8年度)
認知症サポーター養成講座の開催	15講座	15講座
認知症キャラバンメイト従事者延べ人数	30人	30人
認知症ステップアップ講座	1回	1回
認知症カフェの開設	12か所	12か所

③ 認知症の家族を含めた支援の推進

取組方針

- 認知症の人と家族への支援の充実を図るため、認知症ケアに携わる様々な人の連携強化と資質の向上に努めます。
- 認知症カフェの充実や家族会の立ち上げ等、家族支援に重点的に取り組み、「認知症になっても、安心して暮らし続けられる地域づくり」をめざします。
- 認知症の家族支援を定期開催できるように内容の充実を図ります。

主な取組

取組	内容
認知症の人及び家族介護者への支援	● オレンジカフェ(認知症カフェ)の周知に努めるとともに、カフェ同士の連絡会を開催します。 ● 認知症カフェ以外にも、認知症の人とその家族介護者同士が交流できる場づくりを進めます。 ● 認知症家族のつどいを定例開催できるように、つどいの充実を図ります。

目標指標

指標	現状値 (令和5年度見込み)	目標値 (令和8年度)
オレンジカフェ連絡会の開催	1回	1回
認知症家族のつどいの開催	3回	3回

④ 認知症の人の社会参加への支援

取組方針

- 認知症の人が社会活動に参加できるように支援し、地域社会とのつながりの維持や生きがいをづくりを進めます。

主な取組

取組	内容
認知症のある人の社会参加の促進	● 認知症になっても充実した地域生活をおくれるよう、参加できる社会活動を紹介し、地域社会とのつながりの維持や生きがいをづくりを進めます。 ● 認知症の人が、地域づくりに参加し、地域社会の活力向上と、地域住民の認知症への理解を促進します。

⑤ 認知症の人の意思決定支援の推進

取組方針

- 成年後見制度が必要な方への利用支援を推進します。

主な取組

取組	内容
成年後見制度による意思決定支援の実施	● 認知症等で判断能力が十分でない人の権利を守るため制度が必要な人が適切に制度につながるできるよう支援を行います。

⑥ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備

取組方針

- 認知症の人と家族への支援の充実を図るため、認知症ケアに携わる様々な人の連携強化と資質の向上に努めます。
- 若年性認知症に関して、関係機関と連携をとりながら支援体制の整備を進めます。
- 若年性認知症の支援について、他市町の取組も参考にしながら、支援に向けたシステムづくりの検討を図ります。

主な取組

取組	内容
認知症初期集中支援事業の充実	● 「認知症初期集中支援チーム員会議」を月1回開催し、支援が必要な個々のケースの早期対応をめざし、関係機関と連携しながら実際の支援の充実を図ります。 ● 認知症初期集中支援チームがより充実した内容となるように、チーム員会議の開催方法等について常に検討・改善を進めます。
若年性認知症地域支援ネットワーク体制の整備	● 広報紙や市ホームページ等を活用し、市内の相談窓口の周知を行います。 ● ひょうご若年性認知症支援センターと連携し、支援体制の構築に取り組めます。

目標指標

指標	現状値 (令和5年度見込み)	目標値 (令和8年度)
認知症初期集中支援チーム員会議	11回	12回
認知症施策検討会	2回	2回

⑦ 相談体制の整備

取組方針

- 認知症に関する相談が気軽にできる体制整備を進めます。

主な取組

取組	内容
認知症に関する知識及び様々な相談窓口の普及啓発	●健康大学での講座の実施や、通いの場等地域での講座、しそチャンネルの番組等で認知症に関する知識を周知します。 ●チラシや広報誌の活用、認知症に関する講演会等で、市内の相談窓口について周知をします。
認知症ケアネット(国:認知症ケアパス)の周知	●認知症の症状に応じ、いつ、どこで、どのようなサービスを利用できるかをまとめた「認知症ケアネット」について、リーフレットの作成や市ホームページへの掲載等を通して市民にわかりやすく周知します。 ●ホームページや広報媒体における情報の更新を図り、「認知症ケアネット」の信頼性の向上に努めます。

⑧ 認知症の予防

取組方針

- 認知症予防健診により早期発見・早期支援を図ります。
- 認知症の予防に関する取組を推進するとともに、早期診断・早期対応に向けた支援体制の整備を進めます。

主な取組

取組	内容
認知症予防健診の実施	●特定健診を受ける70～74歳の人を対象に、兵庫県版認知症チェックリストによる認知症予防健診を行います。 ●認知症予防健診で認知機能の低下がみられた人を対象に、訪問を行い、早期支援を図ります。
認知症予防啓発の充実	●各地区で行っている健康教育や高齢者大学等で講演等を行い、認知症予防に関する知識の普及に努めます。

目標指標

指標	現状値 (令和5年度見込み)	目標値 (令和8年度)
認知症予防健診受診者数	1,300人	1,300人
認知症予防健診以外で兵庫県版認知症チェックリスト実施数	300人	300人

(6)家族介護への支援

取組方針

- 介護者が安心して介護を継続できるよう、介護者同士のつどい(介護者の会等)の周知を図るとともに、会の設置・運営を支援します。
- 社会福祉協議会や介護サービス事業者等が開催する介護者のつどいについて把握し、連携を図ります。
- 家族介護者等の介護に伴う身体的・精神的な負担の軽減を図るため、家族支援制度の周知を行います。

主な取組

取組	内容
介護者を支える場の充実と周知	●地域包括支援センターからの訪問や来所による相談を機に、継続的な支援へつなぎます。 ●認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含め家族介護者支援を関係機関と連携し取り組みます。 ●介護者の交流事業や社会福祉協議会が支援している介護者のつどいの場等について、介護者への情報提供や参加勧奨を行います。 ●在宅介護者の会の運営支援を継続して行います。 ●介護者の負担を軽減し、心身の健康が維持できるよう、介護者同士が悩み等を話せる場づくりを支援します。
家族支援制度の周知	●介護マークの交付、介護者支援制度の内容や支給要件等について広報誌への掲載や個別相談での紹介を通して周知を図ります。 ●市内の事業者の動向や利用ニーズを把握し、事業の見直しを検討します。

(7)権利擁護施策の推進

取組方針

- 宍粟市成年後見制度中核機関の立ち上げを受け、制度の利用が必要な方に、より身近できめ細やかな権利擁護支援が受けられるよう努めます。
- 市民や関係機関へ権利擁護窓口の周知を行い、適切な支援につなげられるよう努めます。
- 高齢者の虐待防止や発見時の通報窓口の普及啓発に努めます。

主な取組

取組	内容
宍粟市成年後見制度中核機関の啓発と利用支援	● 講演会や広報誌、パンフレット等を活用し、成年後見制度について正しい理解の普及を図り、西播磨成年後見支援センターとも連携を図りながら成年後見制度の利用支援を行います。 ● 西播磨成年後見支援センターや司法関係者を含めた地域連携ネットワークを構築し、権利擁護支援を必要とする人が地域において尊厳ある本人らしい生活が継続できるよう相談体制機能の充実を図ります。 ● 市民後見人養成講座の開催及び市民後見人バンク登録者の活躍できる場を検討していきます。
高齢者虐待防止の推進	● 地域における虐待防止、早期発見・早期対応についての意識を高めるため、高齢者の虐待防止や発見時の通報窓口の普及啓発に努めます。 ● 介護サービス事業者を対象に高齢者虐待防止に関する説明や対応についての普及啓発を継続して行います。
消費者被害の防止	● 広報誌やパンフレット等を活用し、消費者被害の防止のため周知を図ります。 ● 消費生活センターと連携し、地域の高齢者が集まる場に出向き、悪質商法の被害防止をテーマとした教室を開催します。

目標指標

指 標	現状値 (令和5年度見込み)	目標値 (令和8年度)
市民後見人バンク登録者数	10人	10人
権利擁護に関する啓発事業の実施回数	15回	15回

(8)高齢者の地域での見守りの推進

取組方針

- 地域における高齢者の身近な見守りネットワークの充実・強化に努め、行政と市民が協働して包括的ケアを推進できる体制整備を図ります。
- 地域住民同士の関係づくりや、自治会、民生委員・児童委員、**民生・児童協力委員**、福祉委員、老人クラブ等の地縁組織による、顔の見えるつながりづくりを促進します。
- 地域の民間事業所や福祉サービス事業所等、様々な団体による見守り、連携の重要性について、周知・啓発を図ります。
- 災害時に支援が必要な人を避難させることができるよう、関係機関と連携し、名簿の更新や情報共有の仕組みの充実を図ります。
- 緊急通報システムの運営や救急医療情報キットの利用促進等により、日常生活上の不安軽減に努めます。

主な取組

取組	内容
地域における見守りネットワークの構築	● 身近な地域で高齢者を見守るため、自治会や民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員、老人クラブ等と連携し、地区組織による見守り体制を構築します。 ● 協議体等の場を活用し、地域に応じた住民主体の見守りの仕組みづくりを支援します。
多様な社会資源を活用したネットワークの構築	● 宍粟市高齢者地域支え合い活動事業への参加を民間事業者へ働きかけ、見守りネットワークのさらなる重層化を図ります。 ● 見守りネットワーク連絡会において、加入事業者間の情報交換や課題の把握を行い、事業の充実を図ります。 ● 郵便局、新聞配達、乳飲料配達、宅急便等の民間事業者や介護サービス事業者間で連携し、高齢者や認知症の方への見守り支援の体制を構築します。
配食サービスと一体的に進める見守りサービスの体制づくり	● 配食サービス事業者の活動状況を把握し、見守り体制の拡充を図ります。

取組	内容
災害時要援護者支援対策の充実	●『災害時に誰一人取り残さない』体制を構築するため、災害時に避難支援が必要な人に対し災害時要援護者名簿への登録を働きかけるとともに、定期的な名簿の更新を行います。 ●支援者、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護支援専門員、社会福祉協議会、警察、消防署等と情報を共有し、連携した取り組みを広げます。 ●自主防災組織や居宅介護支援事業所等と連携しながら、災害時に一人も見逃さないように個別支援計画の作成や避難訓練を実施できるよう働きかけます。 ●「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」の締結を事業所等に働きかけます。 ●速やかに避難行動に移れるよう、介護事業所等で策定した災害に関する具体的計画の定期的な確認を行います。 ●介護支援専門員等が、介護支援計画上に災害時に支援について明記するように働きかけを行います。
緊急通報システムの利用促進	●民生委員・児童委員、介護支援専門員等関係機関と連携して、システム利用が必要な高齢者を把握し、利用を促します。 ●システムより通報があった場合、関係機関と情報共有をしながら継続支援を検討します。
救急医療情報キットの活用促進	●高齢者実態把握調査員が一人暮らし高齢者等の自宅に訪問し、救急医療情報キットの申請を促します。既に配布してある方には記載内容の更新を支援します。 ●民生委員・児童委員へ救急医療情報キットの周知を行い、活用を促します。 ●消防署へ救急医療情報キットの活用について周知します。

基本目標2:健康づくり・介護予防の推進

(1)生活支援・介護予防サービスの充実

取組方針

- 介護予防・日常生活支援総合事業において、住民主体による支援等、多様なサービスの体制整備を進めます。
- 地域資源を活かしたサービスの創出、提供に取り組むとともに、地域のNPO、ボランティア、自治会等の多様な主体で構成される協議体と連携し、生活支援サービスの体制整備を進めます。
- 地区組織やボランティアをはじめ、新たなサービス提供の担い手を発掘・育成し、住民同士の支え合いの地域づくりを進めます。
- 新型コロナウイルス感染症の流行により、停滞した地域活動の再興を図り、地域課題の変化等によるニーズを改めて把握しながら、地域共生によるサービスづくりを推進します。

主な取組

取組	内容
生活支援サービスの仕組みづくり	●地域活動の主体である地域住民のニーズや能力を把握するための協議等を進め、地域共生による課題解決の仕組みづくりを進めます。 ●見守りや買い物等住民主体による支援の多様なサービスの拡充を図ります。 ●地域の社会資源や地域資源を調査したしそ“地域の宝物”リストを作成し、地域と関係機関との間で資源を共有することにより、地域での高齢者の見守り活動や生活支援体制の構築を推進します。 ●地域における高齢者の支援活動を推進するための協議の場を設置し、多様な関係主体の定期的な情報共有及び連携・協働による地域づくりへの取組を推進します。 ●地域課題から事業化が必要とされる生活支援サービスについて、地域ケア推進会議において検討し、新たな生活支援サービスの構築をめざします。
新たなサービス提供の担い手となる人材育成	●定住自立圏での連携事業において、生活支援サポーターの講座を開催するなど、新たなサービスの担い手となる人材を育成します。 ●生活支援サポーターの受講対象者の見直しや事業の運営について見直しを検討し、受講者の確保に努めます。

目標指標

指 標	現状値 (令和5年度見込み)	目標値 (令和8年度)
保健福祉圏域内での協議体の設置	4か所	4か所
生活支援サポーターの講座受講者数	5人	5人

(2)健康づくり・疾病予防の推進

取組方針

- 高齢者が生涯にわたり心身ともに健康で暮らすことができるよう、健康情報の提供や健康教室等の取り組みを推進し、健康寿命の延伸を図ります。
- 高齢者が身近な地域で日常的な医療を受けることができ、健康の相談等ができるかかりつけ医等について、わかりやすい周知に努め、その普及・定着を図ります。
- フレイル予防に取り組み、高齢者の健康寿命のさらなる延伸に努めます。
- 本市の健康課題となっている歯・口の健康に向け、高齢者となる以前からの集中的な対策を検討します。
- かかりつけ医だけでなく、かかりつけ歯科医やかかりつけ薬局についても周知・啓発を図ります。

主な取組

取組	内容
健康情報の提供	● いきいき百歳体操時や老人会等の高齢者が参加する集まりを通じて、健康障害の予防に関する情報提供を行い、疾病の予防や重度化防止を図ります。 ● 広報誌やチラシ等を活用した情報提供のみならず、より関心を高めてもらえるよう、メディアやSNS等の多様な情報媒体からの情報を提供します。
健康教室や保健指導の充実	● ウォーキング教室等の健康教室を引き続き開催し、心身の健康づくりを支援し、人との交流を深めていきます。 ● 特定健診、認知症予防健診、フレイル健診後に実施している個別健康相談を活用し、個別の保健指導を強化することにより、当事者の健康に対する意識を改善させ、疾病等の悪化防止に努めます。
かかりつけ医等制度の推奨	● かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局をもつ住民を増やすため、医療と介護連携会議で方策を協議・推進します。 ● かかりつけ医等の重要性を周知するために、いきいき百歳体操や老人会等でのパンフレットの配布、しそチャンネルでの紹介等で啓発します。
口腔ケアを通じた健康づくりの推進	● 医療・介護サービスにかかわる職種の人に対し、市歯科医師会と連携し研修会を開催し、それぞれのサービス事業者で、口腔ケアを通じた疾患予防に取り組むための支援を強化します。 ● 健康教室や老人会、通いの場のミニ講座等を活用して、歯科衛生士によるオーラルフレイル予防等の具体的な対策を提供し、高齢者の口腔ケアの意識を高めます。

目標指標

指 標	現状値 (令和5年度見込み)	目標値 (令和8年度)
介護予防普及啓発事業 ※健康教室等参加者数(認知症も含む)	3,100人	3,100人

(3)介護予防の総合的な推進

取組方針

- いきいき百歳体操等の自主的な介護予防に資する活動が広く実施される地域づくりを進めます。
- 地域住民による自主的な活動をお世話する人の負担軽減等の支援を図り、活動の継続をめざします。
- 新たな介護予防活動の実施に向けた活動の立ち上げについての支援を検討します。
- 介護予防に関する知識の普及啓発や支援を要する高齢者の把握等、地域における介護予防の取組の充実を図ります。
- 地域リハビリ連絡会で、フレイル予防について検討しフレイル予防対策に取り組めます。

主な取組

取組	内容
「通いの場」の普及と活動の継続に向けた支援	● いきいき百歳体操教室のような地域住民が主体となった健康づくりや介護予防に取り組む「通いの場」を増やし、その活動の充実を図ります。 ● <u>いきいき百歳体操の効果的な実施に向け地域リハビリ連絡会で検討を進めます。</u> ● 「通いの場」での<u>住民リーダーに対して、理学療法士等によるより効果的ないきいき百歳体操について勉強会を実施する等、活動の継続支援を図ります。</u> ● いきいき百歳体操教室マップを更新し、市内の医療機関や薬局で掲示を依頼し、周知を図ります。 ● 世話役の負担が減少でき、教室が継続できるよう、支援の方法等について検討を進めます。
介護予防に関する知識の普及啓発	● 「通いの場」や広報誌、講演会等を活用しながら、高齢者に向けて、介護予防に関する知識や情報を発信し、普及啓発を行います。
支援を要する高齢者の早期把握・早期支援	● 支援を必要とする高齢者には定期的に訪問し、ニーズの把握を行います。また、民生委員・児童委員と連携を図り、必要な支援に早期につながるよう努めます。 ● 75歳以上で健診及び医療機関の未受診者については、個別訪問等を実施し、対象者の健康状態や困りごと等の実態の把握や相談等を行い、必要な支援につなげます。
介護予防に関する取組の充実	● 地域でのリハビリテーション専門職の活動内容を充実させ、リハビリテーション専門職の地域活動を促進します。 ● 介護予防につながる「いきいき百歳体操」への参加の呼びかけとともに、指導員となる「いきいき百歳体操インストラクター」を増やし、<u>理学療法士等の専門職による</u>定期的な研修会の実施等により資質の向上を図ります。

目標指標

指 標	現状値 (令和5年度見込み)	目標値 (令和8年度)
「通いの場」の開設数(延べ数)	120か所	122か所
「通いの場」の登録者数(延べ数)	1,700人	1,750人
「通いの場」に参加する高齢者の割合	13.1%	13.6%
リハビリテーション専門職の地域活動回数	8回	18回

基本目標3: 生きがいをもって安心・安全に暮らせる環境づくりの推進

(1) 生きがいづくりの推進

取組方針

- 高齢者の幅広い見識と豊かな人生経験が活かされる、多様で参加しやすい活動の場や機会の充実を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症の流行により低下した地域活動について、再開や集合開催等の工夫を支援します。

主な取組

取組	内容
生きがい活動に関する情報の充実	● 関係部署や社会福祉協議会等と情報交換を行い、生きがい活動に関する情報の充実を図ります。
生涯学習の推進	● 生涯学習関係機関 との情報交換や事業調整を行い、高齢者の多様なニーズにあわせて、講座内容の充実を図ります。
老人クラブ活動への支援	● 老人クラブの組織基盤を強化するため、単位老人クラブや市老人クラブ連合会が取り組む社会奉仕活動、教養講座、健康推進事業、地域支え合い活動等の各種活動を支援します。 ● 老人クラブへの魅力向上により市民の加入促進を行い、単位老人クラブの持続を支援します。 ● 地域の公民館等を活用した高齢者の通いの場の運営主体としての活動を支援します。

(2)社会参加の促進

取組方針

- 高齢者が地域と主体的に関わり、仲間づくりや健康づくり等の社会参加につながる幅広いコミュニティ活動について活性化を図ります。
- ボランティアや市民活動等、活動する場所の充実を図ります。
- 通いの場や社会参加活動の場に行くための移動手段について検討し、多くの高齢者が参加できる環境づくりを進めます。

主な取組

取組	内容
地域活動の促進	● いきいき百歳体操や老人クラブ等の活動を通じて生きがいづくりと地域活動の促進を図ります。 ● 引き続き、老人クラブの活動による地域の清掃活動や軽スポーツ等の趣味の活動を継続し、生きがいづくりにつながるよう支援します。
世代間交流の促進	● 地域の高齢者と子どもの交流は、子どもの育ち、高齢者の生きがいづくりにつながることから、老人クラブと子ども会とのふれあい交流活動、登下校の見守り等世代間交流の機会の確保、充実を図ります。 ● しそうチャンネル等の広報媒体を活用し、新たな交流の創造を支援します。
ボランティア活動の育成・支援	● ボランティアセンター(社会福祉協議会)と連携し、地域づくりや福祉活動に従事するボランティアや市民活動団体等の活動を支援します。 ● 生活支援コーディネーターと情報共有し、地域づくりや福祉活動に従事するボランティアを地域で行われる取組への担い手としてマッチングすることで、ボランティアの社会参加や役割づくりを支援します。

(3)就労支援の促進

取組方針

- 充実した雇用の場の確保や就労のためのサポート体制により、高齢になっても働ける機会づくりを支援します。

主な取組

取組	内容
雇用の促進	● シルバー人材センターの登録者数の増加に向けて広報・PRを充実します。
就労の支援	● 就労に関する情報提供や相談を充実させるため、総合的な仕事の相談窓口(穴栗わくわ〜くステーション)にて介護人材確保・定着支援業務を実施し、アクティブシニア層の就労を支援します。 ● 穴栗わくわ〜くステーションとともに、老人クラブ等に対して介護アシスタント制度について周知を行う等、アクティブシニア層の雇用機会の確保を図ります。

(4)安心・安全で暮らしやすい環境づくり

取組方針

- 高齢者のニーズに応じた住宅の確保や施設へ円滑に入居・入所するための相談体制づくりを進めます。
- 一人暮らし等の高齢者の生活の困りごとを解決するための生活支援の体制づくりに取り組みます。
- 災害や感染症等の高齢者へのリスクに備えた取組を進めます。
- 高齢者の生活や社会参加を支えるための市内の移動手段について地域のニーズを把握し、移動手段等の検討を進めます。

主な取組

取組	内容
高齢者の状況に応じた住宅の確保	● 高齢者の生活の基盤となる「住まい」について、介護保険の施設・居住系サービスや、有料老人ホーム及びサービス付高齢者住宅等の民間サービスを活用しながら、多様な生活の場の確保に取り組みます。
外出機会の促進	● 交通担当部門と連携した公共交通の利用啓発を行います。 ● 通いの場等の自主グループ活動への参加促進を図ります。 ● 公共交通の利用が困難な高齢者等に対し、一定の条件のもと外出支援サービスを提供します。
日常生活に必要な物品の確保	● 地域資源の情報を把握し、高齢者の日常生活に必要な物品（食材・日用品等）の購入における支援を行います。 ● 地域住民の買い物ニーズを把握し、移動販売車の買い物支援等の対策を地域の実情に応じて検討します。
<u>住宅改造費の助成等</u>	● <u>高齢者が住み慣れた自宅で安心して自立した生活を送ることができる住環境を整備するため、手すりの設置や段差解消等の改造を実施する場合に所得要件等に応じ、費用の一部を助成します。また、介護保険制度による住宅改修費の給付と合わせ、必要な人に必要な支援が行き届くよう、地域包括センターや介護支援専門員等と連携し、周知とわかりやすい説明に努めます。</u>
防災対策の推進	● 特別養護老人ホーム等の施設を避難所として利用できる「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」の締結を事業所等に働きかけます。また、指定施設と連携し、福祉避難所開設訓練を実施します。 ● 要配慮者利用施設として指定する洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある福祉施設等について、避難確保計画の作成、BCP（業務継続計画）の作成、防災訓練（避難訓練）の実施について支援を行います。
感染症対策の推進	● <u>感染症対策については龍野健康福祉事務所や公立宍粟総合病院、宍粟市医師会、介護保険サービス事業者等と連携しながら支援します。</u> ● 特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護等の介護保険サービス事業所に対し、感染予防対策等の研修会を実施します。

基本目標4:地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性 向上の推進

(1)介護人材の育成・確保と資質の向上

取組方針

- 介護サービスの確保・向上のために、介護人材のキャリアアップを支援します。また、介護支援専門員を支援し、ケアマネジメントの質の向上を図ります。
- 新たな介護人材の確保に向けて、多種多様な働き手のニーズと事業所とのマッチングを支援します。
- 地域の福祉や総合事業を支援する多様なボランティアや、退職者などの地域人材の発掘・育成・確保・活用を図ります。
- 将来の介護人材の確保に向け、若い世代が介護職への理解と関心を深めるための機会づくりに努めます。

主な取組

取組	内容
資格取得の支援	●介護支援専門員実務研修受講試験対策講座を開催し、受講者の学習支援を行うことで合格者の増加を図り、介護支援専門員の資格取得を支援します。 ●播磨科学公園都市圏域定住自立圏連携事業を活用し、介護に関する資格取得に要した費用(初任者研修、実務者研修、介護福祉士、介護支援専門員)を助成することで、資格取得にかかる費用軽減を図り、介護職員のスキルアップを支援します。
研修会の開催	●地域包括支援センターと居宅介護支援事業所(しろうケアマネ会)の協働による研修会等を通じて、ケアマネジメントの質の向上を図ります。 ●ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向け介護保険サービス事業所等に対し研修会を実施します。
総合的な仕事の相談窓口(宍粟わくわ〜くステーション)を活用した介護人材のマッチング支援	●総合的な仕事の相談窓口(宍粟わくわ〜くステーション)にて以下のとおり介護人材確保・定着支援業務を行い、多様な介護人材の確保を図ります。 ①求職者に対する市内介護サービス事業所への就労支援(マッチング支援) ②介護求職者向け相談会の開催や職場見学の案内 ③マッチングによる就職者の離職防止に関する支援 ④事業所への介護人材に関する課題等のヒアリングと必要に応じた助言の実施 ⑤登録制介護人材バンク(仮称)等の求職者情報開示によるスカウト型採用方式の実施検討

取組	内容
ひょうごケア・アシスタント推進事業の周知	●退職後の元気高齢者や子育てが一段落した世代の多様な人材が参入し、介護の周辺業務に従事する「ひょうごケア・アシスタント推進事業」（兵庫県主体）を兵庫県と連携しながら積極的に周知し、介護周辺業務の担い手を増やします。
ボランティア、地域人材等の育成と活用促進	●いきいき百歳体操インストラクター、生活支援サポーター、認知症サポーター、認知症キャラバンメイト、認知症カフェ主催者、市民後見人、その他高齢者福祉に関わるボランティア等各圏域で高齢者福祉を支える人材の育成に努めます。 ●定年等による退職後の元気高齢者が、地域の高齢者福祉を支える人材となるしくみづくりを進めます。
未来を担う介護人材の育成	●宍粟わくわくステーションと連携し、近隣大学等の学生に市内の介護事業所の求人情報の提供を行うとともに、介護人材確保事業補助金（奨学金返還助成）制度の積極的な周知を行う。 ●将来の介護人材の確保に向け、小・中学校での福祉学習、地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」「トライやるアクション」等での福祉体験等を通じて、介護職の魅力発信に努めます。

目標指標

指標	現状値 (令和5年度見込み)	目標値 (令和8年度)
人材の確保・育成に関する調査(介護人材実態調査)	1回	1回
地域包括支援センターと居宅介護支援事業所による研修会の開催	4回	4回
介護職求人への紹介	36件以上	36件以上
介護支援専門員実務研修受講試験対策講座受講者の合格率	-	60%
介護に関する資格取得に要した費用助成者	10人	10人

(2)働きやすい職場づくりに向けた取組の推進

取組方針

- 介護人材の離職防止と定着支援のため、働きやすい職場環境づくりに必要な支援に努めます。

主な取組

取組	内容
介護人材確保に関する各種施策の実施	●基本目標4-(1)に掲げる介護人材確保に関する各種施策(人材の確保・育成に関する調査、穴栗わくわく～くステーションと連携して雇用に関する課題の把握など)を実施することで、働きやすい職場環境の整備を支援します。
介護サービスの協働化による人材や資源の有効活用	●事業所の負担軽減を図るため、通所系サービスに係る送迎や食事提供に係る調理等の協働化に向けて必要な協議を行います。
訪問看護師・介護員安全確保・離職防止対策事業の実施	●訪問看護師・介護員の安全確保に配慮しながら利用者宅を訪問する必要がある場合に、兵庫県と連携して、加算で対応できない経費の一部を助成します。
処遇改善加算の取得促進事業等の周知	●兵庫県が介護労働安定センター兵庫支部に委託して実施する処遇改善加算の取得や職場改善の実施に関する個別相談やセミナーについて、市内事業所に積極的に周知し、活用を促します。
職員出前講座の実施	●職員出前講座等の実施により、幅広い年齢層の市民に対して介護保険制度を周知し、介護職についての理解を深めるとともに、介護の仕事の意義についての啓発に努めます。

(3)外国人介護人材の活用に向けた環境の整備

取組方針

- 事業所に対し外国人雇用に関する制度や研修等について、兵庫県等からの情報提供を積極的に行い、外国人介護人材の活用を支援します。

主な取組

取組	内容
外国人介護人材関連事業の周知	●兵庫県が実施する外国人介護人材受入促進セミナー等について積極的に周知し、外国人介護人材の受入れに対する事業所の理解の促進を図ります。 ●兵庫県が実施する外国人介護職員コミュニケーション支援事業(多言語翻訳機の導入経費の一部の助成)や受入れ事業所職員向けの指導研修について積極的に周知し、外国人介護人材が安心して就労できる環境づくりに努めます。 ●兵庫県が実施する外国人介護人材向けの日本語研修、介護技術研修、資格取得支援制度について積極的に周知し、外国人介護人材が安心して技能や日本語を学習できる環境づくりに努めます。

(4)介護保険業務の効率化の推進

取組方針

- ICTの活用等により、文書の作成や提出に係る事業所の負担を軽減し、介護保険業務の効率化を推進します。
- ケアの質の維持・向上や職員の負担軽減等を図るため、兵庫県が実施する介護ロボットやICTの導入支援事業などの補助制度を積極的に周知します。

主な取組

取組	内容
文書作成・提出に係る負担の軽減	● 指定申請・報酬請求に関して、厚生労働省が定める標準様式例を用い利便性向上を図るとともに、電子申請・届出システムの運用を推進し、事業所の負担の軽減に取り組みます。
ICT活用の推進	● 介護現場の情報をビッグデータとして蓄積・分析することにより、エビデンスに基づく介護サービスの提供が可能となるよう、介護ソフト(システム)の導入を促進します。 ● 「宍粟市データヘルス計画」にもとづき、健康や医療の情報と介護データとの連携及び活用を進めます。
介護ロボット・ICT導入補助事業の周知	● 兵庫県が実施する労働環境改善支援事業(介護ロボット補助金)を積極的に周知し、活用を促します。 ● 兵庫県が実施する在宅介護事業所・介護保険施設における業務効率化支援事業(ICT機器の導入経費の支援)を積極的に周知し、活用を促します。

第5章 介護保険事業等の体制

本市では、介護サービスの充実を図るため、これまで介護保険事業計画に基づき施設・居住系サービスの整備に取り組むなど、サービス提供基盤の整備を図ってきました。今後、高齢化が進むなか、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加が見込まれており、高齢者が地域のつながりのなかでいきいきと暮らせるよう、在宅サービスの充実が求められています。しかし、その一方では、全国的にも介護人材不足が深刻な状況となっており、本市も例外でなく介護人材不足などの影響から事業規模の縮小を検討する動きもあることから、介護サービスの基盤となる介護人材の確保対策に取り組み、引き続き安定した介護サービスの提供に取り組めます。

また、通所介護、地域密着型通所介護について、本市は兵庫県及び全国の平均よりも多い事業所数となっており、第9期計画期間中においては、今ある事業所数で利用をまかなえる見込みとなっています。今後は、今ある事業所で提供されるサービスの特徴を活かし、サービスの選択肢を増やすことで利用者の利便性を高めていくこととし、新たな事業所指定については需要と供給のバランスを適切に調整します。

介護保険制度では、小規模多機能型居宅介護等をさらに普及させる観点から、市の指定である地域密着型通所介護が市町村介護保険事業計画で定める見込量に達しているとき等に、介護事業所の指定拒否ができる仕組みが設けられています。また、通所介護は都道府県の指定ですが、市町村長は、市町村介護保険事業計画で定める見込量に既に達している等の場合には、新たに介護事業所の指定をしないことや条件を付す等、都道府県知事に対して指定にあたって協議を求めることができます。

(通所介護サービス等提供事業所数比較)

【事業所数】		宍粟市	兵庫県	全国
通所介護 (県指定)	人口10万人あたりサービス提供事業所数	30.5事業所	17.2事業所	19.9事業所
	(実際の事業所数)	(11事業所)	(942事業所)	(25,001事業所)
地域密着型通所介護 (市指定)	人口10万人あたりサービス提供事業所数	44.4事業所	16.9事業所	15.8事業所
	(実際の事業所数)	(16事業所)	(928事業所)	(19,855事業所)
認知症対応型通所介護 (市指定)	人口10万人あたりサービス提供事業所数	0事業所	2.3事業所	2.6事業所
	(実際の事業所数)	(0事業所)	(124事業所)	(3,268事業所)
通所介護事業等 全体 計	人口10万人あたりサービス提供事業所数	74.9事業所	36.4事業所	38.3事業所
	(実際の事業所数)	(27事業所)	(1,994事業所)	(48,124事業所)

厚生労働省が運営する地域包括ケアシステム「見える化システム」より(令和3年(2021年)時点)

(通所介護サービス等提供事業所受入可能人数と第9期計画利用計画値を比較)

【定員数】			宍粟市
通所介護 (県指定)	サービス提供事業所数		10事業所
	定員数		6,831人(回)
	第9期における 計画値	令和6年度	4,286.7人(回)
		令和7年度	4,242.1人(回)
		令和8年度	4,196.0人(回)
地域密着型通所介護 (市指定)	サービス提供事業所数		12事業所
	定員数		4,577人(回)
	第9期における 計画値	令和6年度	2,991.6人(回)
		令和7年度	2,950.9人(回)
		令和8年度	2,921.5人(回)
認知症対応型通所介護 (市指定)	サービス提供事業所数		0事業所
	定員数		0人(回)
	第9期における 計画値	令和6年度	0人(回)
		令和7年度	0人(回)
		令和8年度	0人(回)
通所介護事業等 全体 計	サービス提供事業所数		22事業所
	定員数		11,408人(回)
	第9期における 計画値	令和6年度	7,278.3人(回)
		令和7年度	7,193.0人(回)
		令和8年度	7,117.5人(回)

「定員数」は事業所のひと月の開所日を23日と仮定して事業所全体の受入可能数を算出

「計画値」はひと月の数値

(1)在宅サービスの推進

① 訪問介護

ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問し、食事、入浴、排せつ等の身体介護や洗濯、掃除等の生活支援を行うサービスです。

令和5年9月末時点で、市内には10事業所が訪問介護事業を実施しています。

今後の見込み

		実績	見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護	回数（回/月）	5,382	5,463	5,286	5,233	5,160
	人数（人/月）	269	267	261	258	256

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

利用者の自宅を、入浴設備や簡易浴槽を積載した移動入浴車で訪問し、入浴介護を行うサービスです。

令和5年9月末時点で、市内で実施する事業所がないため、市外の事業所によりサービスを提供しています。

今後の見込み

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴介護	回数（回/月）	76	80	77	77	72
	人数（人/月）	20	24	23	23	22
介護予防訪問入浴介護	回数（回/月）	0	0	0	0	0
	人数（人/月）	0	0	0	0	0

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護事業所の看護師などが要介護者等の利用者の自宅を訪問し、主治医と連携をとりながら、病状の観察、療養上の世話や診察の補助を行うサービスです。

令和5年9月末時点で、市内には6事業所が訪問看護事業を実施しています（保険医療機関のみなし指定を除く）。

今後の見込み

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問看護	回数（回/月）	2,107	2,269	2,209	2,171	2,141
	人数（人/月）	249	256	250	246	243
介護予防訪問看護	回数（回/月）	465	492	492	484	484
	人数（人/月）	73	73	73	72	72

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が利用者の自宅を訪問し、日常生活の自立を支援するために、心身の機能維持、回復を目的としたリハビリテーションを行うサービスです。

市内においては保険医療機関において実施しています。

今後の見込み

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問リハビリテーション	回数（回/月）	151	124	124	124	124
	人数（人/月）	15	12	12	12	12
介護予防訪問リハビリテーション	回数（回/月）	8	8	8	8	8
	人数（人/月）	1	1	1	1	1

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な人の自宅に、医師や薬剤師、歯科医師や調剤士などが訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

市内においては保険医療機関において実施しています。

今後の見込み

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅療養管理指導	人数（人/月）	163	181	175	174	170
介護予防居宅療養管理指導	人数（人/月）	11	8	8	8	8

⑥ 通所介護

利用者がデイサービスセンターに通い、入浴や排せつ、食事の提供など日常生活上の支援や、生活行為向上のための機能訓練を行うサービスです。

令和5年9月末時点で、市内には10事業所が通所介護事業を実施しています。

現在の市内事業所の定員を基に、通所介護事業等全体で概ね利用者の受け入れが可能である見込みであることから、第9期においては、兵庫県による新たな指定に関しては本市への協議を求めます。

今後の見込み

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所介護	回数（回/月）	4,490	4,332	4,262	4,205	4,171
	人数（人/月）	395	391	385	380	377

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

利用者が介護老人保健施設や医療機関等に通い、心身機能の維持回復のためのリハビリテーションを日帰りで受けられるサービスです。

令和5年9月末時点で、市内には5事業所が通所リハビリテーション事業を実施しています。

今後の見込み

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所リハビリテーション	回数（回/月）	1,582	1,517	1,495	1,474	1,465
	人数（人/月）	220	212	209	206	205
介護予防通所リハビリテーション	人数（人/月）	106	116	116	115	114

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所して、入浴や排せつ、食事等の介護、そのほか、日常生活上の世話や機能訓練を受けられるサービスです。

令和5年9月末時点で、市内では6事業所が短期入所生活介護事業を実施しています。

今後の見込み

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所生活介護	日数（日/月）	2,569	2,367	2,318	2,274	2,225
	人数（人/月）	182	184	180	177	173
介護予防短期入所生活介護	日数（日/月）	15	8	8	8	8
	人数（人/月）	3	2	2	2	2

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

療養が必要になり、家族が病気などで介護できなくなったときに、介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練を受けられるサービスです。

令和5年9月末時点で、市内では1事業所が短期入所療養介護事業を実施しています。

今後の見込み

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所療養介護	日数（日/月）	466	490	477	458	458
	人数（人/月）	41	38	37	36	36
介護予防短期入所療養介護	日数（日/月）	7	7	7	7	7
	人数（人/月）	2	1	1	1	1

⑩ 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、在宅の要介護認定者が介護保険から給付されるサービスを適正に利用できるように、介護支援専門員が心身の状況や生活環境、本人や家族の希望を勘案して、居宅サービス計画の作成や居宅サービス事業者との連絡調整等のケアマネジメントを行うサービスです。

令和5年9月末時点で、居宅介護支援は市内で19事業所が事業を実施しています。

介護予防支援は地域包括支援センターと事業委託をした居宅介護支援事業所で実施しています。

今後の見込み

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護支援	人数（人/月）	1,157	1,125	1,105	1,090	1,081
介護予防支援	人数（人/月）	368	376	375	372	368

⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

在宅の要介護者等に、車いす（付属品含む）、特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具を除く）などの貸与を行うことにより、在宅における日常生活を支援するサービスです。

令和5年9月末時点で、市内では2事業所が福祉用具貸与事業を実施しています。

なお、要支援認定者等への福祉用具貸与は、利用者の自立支援に十分な効果を上げる観点から、その状態像から利用が想定しにくい品目については原則として保険給付の対象外となり、一定の要件に合致した場合のみ利用可能となっています。

今後の見込み

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉用具貸与	人数（人/月）	737	740	725	714	707
介護予防福祉用具貸与	人数（人/月）	275	288	287	284	282

⑫ 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

入浴や排せつなどに使用する福祉用具（腰掛け便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分）について、対象購入費10万円（1年単位）を上限に、収入等に応じて定められた割合により介護保険から支給するサービスです。

令和5年9月末時点で、市内では2事業所が特定福祉用具販売事業を実施しています。

今後の見込み

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定福祉用具購入費	人数（人/月）	13	12	12	12	12
特定介護予防福祉用具購入費	人数（人/月）	4	4	4	4	4

⑬ 住宅改修費・介護予防住宅改修費

手すりの取付けや段差解消などの小規模な住宅改修を行うことで、利用者が住み慣れた住宅で安心して生活することができるよう、対象経費20万円を上限に、収入等に応じて定められた割合により介護保険から支給するサービスです。

今後の見込み

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修費	人数（人/月）	10	8	8	8	8
介護予防住宅改修費	人数（人/月）	4	5	5	5	5

⑭ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供するサービスです。

令和5年9月末時点で、市内では1事業所が小規模多機能型居宅介護事業を実施しています。

第9期計画においては新たな公募は予定していませんが、需要と事業者参入意向等を注視していきます。

今後の見込み

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小規模多機能型居宅介護	人数（人/月）	15	15	15	15	15
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数（人/月）	0	0	0	0	0

⑮ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。

認知症対応型通所介護は、2事業所指定を行っていますが、通所介護事業所が認知症の人も受け入れることができているため、事業を休止している状況です。サービスの需要状況に変化があった場合は、休止している事業所に再開を打診していきます。

今後の見込み

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型通所介護	回数（回/月）	0	0	0	0	0
	人数（人/月）	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	回数（回/月）	0	0	0	0	0
	人数（人/月）	0	0	0	0	0

⑩ 地域密着型通所介護

要介護認定者の心身機能の向上を目的に、小規模なデイサービスセンターに日帰りで通う利用者に対して、入浴・食事の提供、健康チェック、生活指導、ADL（日常生活動作）の向上のための機能訓練等を行うサービスです。

令和5年9月末時点で、市内では12事業所が地域密着型通所介護事業を実施しています。

現在の市内事業者の定員を基に、通所介護事業所等全体で概ね利用者の受け入れが可能の見込みとなっています。しかしながら、一部地域には事業所がなく、送迎が利用者と事業所の双方に負担となっている状況があります。そのため、サービスが届きにくい地域の解消が見込まれる場合などに限り、新たな指定を行います。

今後の見込み

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型 通所介護	回数（回/月）	3,066	3,020	2,980	2,929	2,899
	人数（人/月）	323	317	313	308	305

⑪ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回訪問や、随時通報を受けることで、利用者の自宅を訪問し、日常生活上の世話や療養上の世話を24時間対応で受けることのできるサービスです。

令和5年9月末時点で、市内では1事業所が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を実施しています。

今後の見込み

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人数（人/月）	8	7	7	7	7

⑫ 夜間対応型訪問介護

定期的な巡回訪問や、随時通報を受けることで、利用者の自宅を訪問し、日常生活上の世話や療養上の世話を24時間対応で受けることのできるサービスです。

現在、市内に対象施設はなく、第9期計画においては需要と事業者参入意向等を注視していきます。

⑬ 看護小規模多機能型居宅介護

訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせたサービスで、医療ニーズや中重度の要介護者の地域生活を支え、退院後の在宅サービスへのスムーズな移行や、家族介護者などの負担軽減を図る上で有効なサービスです。

現在、市内に対象施設はなく、第9期計画においては需要と事業者参入意向等を注視していきます。

⑳ 介護予防・生活支援サービス

介護予防・生活支援サービスは平成29年度より開始され、要介護認定の結果が要支援1・2の方と、基本チェックリストの結果が事業対象者に該当した方が利用できます。

訪問型サービス（介護予防・家事援助）は、ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問し、食事や入浴、排せつ等の身体介護や洗濯等の生活支援を行うサービスです。

通所型サービス（介護予防・自立支援）は、デイサービスセンターに通い、生活機能を維持向上し要介護状態を予防するための機能訓練や、自立した生活の維持を目的とした体操やレクリエーション等を行います。通所型サービス（短時間）は、短時間通所サービス事業所に通い、体力の向上を目的とした運動プログラムを行い、高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資するサービスです。

訪問型サービス、通所型サービスともに在宅での生活を支えるサービスです。

短時間通所サービスは、現在の市内事業所の定員を基に、概ね利用者の受け入れが可能の見込みとなっています。しかしながら、一部地域には事業所がなく、送迎が利用者と事業所の双方に負担となっている状況があります。そのため、サービスが届きにくい地域の解消が見込まれる場合などに限り、新たな指定を行います。

今後の見込み

			実績	実績見込み	見込み		
区分		単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問型サービス	介護予防訪問サービス	人数（人/月）	93	94	95	95	95
	家事援助訪問サービス	人数（人/月）	25	25	25	25	25
通所型サービス	介護予防通所サービス	人数（人/月）	163	171	175	175	175
	自立支援通所サービス	人数（人/月）	45	40	40	40	40
通所型サービス	短時間通所サービス	延人数（人/月）	568	560	560	560	560

(2)施設・居住系サービスの推進

① 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入所している要介護者等について、介護サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護や、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスです。

現在、市内に対象施設はなく、利用者はすべて市外でのサービス利用となっています。

今後の見込み

区分	単位	実績	実績見込み	見込み		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定施設入居者生活介護	人数（人/月）	12	19	19	19	19
介護予防特定施設入居者生活介護	人数（人/月）	3	1	1	1	1

② 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

比較的安定した状況にある認知症の要支援・要介護認定者が、身近な地域で家庭的な雰囲気のもと共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、食事等の介助や機能訓練等を行うサービスです。

令和5年9月末時点で、市内では4施設8ユニット（定員合計72人）のグループホームがあります。

今後の見込み

区分	単位	実績	実績見込み	見込み		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型共同生活介護	人数（人/月）	73	74	72	72	72
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数（人/月）	0	0	0	0	0

③ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が30人未満の小規模な介護専用型特定施設（入居施設）です。

現在、市内に対象施設はなく、第9期間においては需要と事業者参入意向等を注視していきます。

④ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が30人未満の小規模な特別養護老人ホーム（入所施設）です。

現在、市内にはサービスを提供できる事業所はなく、利用者は市外でのサービス利用となっています。

今後の見込み

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数（人/月）	1	1	1	1	1

⑤ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

定員が30人以上の特別養護老人ホーム（入所施設）です。寝たきりや認知症のために常時介護が必要で、自宅で介護を受けることが困難な人が入所し、食事や入浴、排せつなどの日常生活上の支援や介護を受けることのできる施設です。現在、市内には6施設390床の特別養護老人ホームがあります。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の利用者数は、市外の施設利用を含めて大きく増加するものではない見込みであることから、第9期計画では新規整備は実施しないこととします。

今後の見込み

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	人数（人/月）	428	432	433	434	435

⑥ 介護老人保健施設

病状が安定期にある人などが、機能訓練によって在宅への復帰をめざす施設です。医師による医学的管理のもと、看護や介護、リハビリテーションのほか、食事、入浴などの日常生活サービスを受けることができます。現在、市内には1施設（90床）の介護老人保健施設があります。

介護老人保健施設の利用者数は、市外の施設利用を含めて大きく増加するものではない見込みであることから、第9期計画では新規整備は実施しないこととします。

今後の見込み

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人保健施設	人数（人/月）	152	134	145	145	145

⑦ 介護医療院

長期にわたり療養が必要な要介護認定者に対し、日常的な医学管理や看取り、ターミナル等の医療機能と生活施設としての機能を提供する施設です。

現在、市内に施設はなく、利用者は市外でのサービス利用となっています。

今後の見込み

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護医療院	人数（人/）	8	7	8	8	8

(3)高齢者福祉施設の充実

① 養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的な事情によって在宅で生活することが困難な概ね65歳以上の高齢者を対象に入所措置を行う施設です。この施設では、入所者が自立した日常生活を送れるよう必要な指導及び援助を行い、要介護状態になった場合には、施設において介護保険の居宅サービスが適用されます。

市内には1施設（定員50人）あり、令和5年9月末現在22名が入所しています。今後も利用希望者の心身の状況や生活に応じ、必要な入所措置を行います。

② 軽費老人ホーム(ケアハウス)

60歳以上で、身のまわりのことは自分でできるものの、身体機能が低下しており在宅で生活することが困難な人が、低額な料金で入居できる施設です。要介護状態になった場合には、施設において介護保険の居宅サービスが利用できます。

現在、市内には1施設（定員30人）あり、施設に関する問い合わせに対しては窓口や電話で個別に対応しています。今後も利用希望者に必要な情報提供を行います。

③ 有料老人ホーム

高齢者が入居し、食事や日常生活の援助が受けられる老人ホームで、老人福祉施設（特別養護老人ホームや養護老人ホーム、軽費老人ホームなど）でないものと定義されます。施設は、

介護保険制度対象外ですが、介護付き有料老人ホームの場合は、介護保険の特定施設入居者生活介護の適用を受けるものと、介護保険の居宅サービスの適用を受けるものに分かれます。

現在、市内に対象施設はありませんが、近隣自治体にはあることから、今後も利用希望者に必要な情報提供を行います。

④ サービス付き高齢者向け住宅

見守り、生活相談などのサービスを受けられるバリアフリー化された賃貸住宅です。施設は介護保険制度対象外ですが、施設のなかで実施される介護サービスは介護保険の特定施設入居者生活介護の適用を受けるものと、介護保険の居宅サービスの適用を受けるものに分かれます。

現在、市内には2施設（定員合計30人）あり、施設に関する問い合わせに対しては窓口や電話で個別に対応しています。

サービス付き高齢者向け住宅入居者のサービス担当者会議等に積極的に参加し、介護サービス等の提供状況の把握に努めます。

（4）低所得の介護保険サービス利用者に対する支援

① 特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給

低所得者の要支援・要介護認定者が施設サービスや短期入所サービスを利用した場合に、所得や資産等が一定基準以下の場合に、食費や居住費において限度額を超える部分を現物給付されるサービスです。対象者が確実に軽減を受けられるよう制度の周知に努めます。

② 訪問介護等利用者負担軽減事業

障がい者施策におけるホームヘルプサービスを利用していた低所得者であって、65歳に到達等により介護保険制度の適用を受けることになった人について、訪問介護サービス等の継続的な利用を促進するため、利用者負担額の軽減を図るものです。障がい福祉担当課と連携し、訪問介護等利用者負担軽減事業の周知を行っていきます。

③ 社会福祉法人による利用者負担の軽減

社会福祉法人の提供する介護サービスを利用する際、収入、預貯金、扶養などの一定の要件を満たす人は、申請により利用料及び食費・居住費（滞在費）を一定割合で軽減します。対象者へ確実に利用者負担額等の軽減が受けられるよう制度の周知に努めることに加え、市内の全ての社会福祉法人で軽減事業が実施されるよう働きかけを継続します。

(5)介護保険事業の適正な運営

高齢者の自立支援に向けた適切なサービスが提供されることを目的とした介護給付の適正化、介護認定が適切に判定されることを目的とした介護認定審査会委員等の資質の向上に取り組んでいます。

① 介護給付適正化事業の推進(宍粟市介護給付適正化計画)

兵庫県国民健康保険団体連合会(国保連)のデータを活用し、介護給付適正化主要3事業を着実に実施することにより、適切な介護サービスの提供を確保するとともに、持続可能な介護保険制度の構築に資するよう努めます。

項目	内容
要介護認定の適正化	・ 介護認定調査員研修を開催し、認定調査の平準化と調査員の資質向上を図ります。 ・ 認定調査票を点検し、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。 ・ 県や市の開催する介護認定審査会委員研修により要介護認定の地域差、保険者内の合議体差の平準化に努めます。
ケアプランの点検、住宅改修・福祉用具の点検	・ ケアプラン点検では、サービス利用者が真に必要とする過不足のないサービス提供を確保するとともに、状況に適合していないサービスが含まれていないかを点検し、必要に応じて介護支援専門員を支援・指導します。 ・ 住宅改修点検では、事前に利用者の実態、改修理由や改修内容の点検を行い、工事完了後に申請どおり適切な工事が行われたかの確認を行い、不適切又は不要な住宅改修が行われないよう確認・指導に取り組みます。 ・ 福祉用具点検では、福祉用具の必要性や利用状況等の点検を行い、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与が行われないよう確認・指導に取り組みます。調査対象者の絞り込みに給付実績帳票を活用することで効果的に調査を実施します。
縦覧点検・医療情報との突合	・ 受給者の医療情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、重複請求が無いよう確認・指導に取り組みます。 ・ 受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払い状況等を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数、算定日数の点検を行い、過誤請求、不正請求の発見や防止に取り組みます。 ・ 不適正な請求があった場合には、過誤調整や不当利得返還など適切な処置を行います。

●目標指標

	現状値	目標値
認定調査票・主治医意見書の点検	全件	全件
介護認定調査員研修会の開催	1回	1回
介護認定審査会委員研修会の開催	1回	1回
ケアプラン点検を実施したプラン数	10件	10件
ケアマネジメント適正化に関する研修・情報提供	1回	1回
住宅改修申請内容の確認件数	全件	全件
福祉用具購入・貸与の確認実施月数	12月	12月
医療情報との突合の実施月数	12月	12月
縦覧点検の実施月数	12月	12月

② 監査等の体制

介護報酬不正請求の排除、適切なサービス提供を図るため、県と連携した事業所に対する実地指導の実施を通じて、運営基準等の徹底やサービスの質の向上を図ります。

また、サービス事業所に対し、必要な助言、指導等を行い、介護保険制度への信頼維持及び利用者の保護に努めます。

③ 介護認定審査会の簡素化の検討

一定の要件を満たす申請について、審査判定プロセスを合理化することについて検討していきます。

(6)利用者が適切にサービスを選択できることへの支援

利用者が介護サービス情報を入手し、比較・検討して適切に事業所を選択できるようにするため、市ホームページに介護サービス情報公共システムのバナー添付や、市からの通知書に当該システムの URL を記載し、周知に努めます。また、事業者から経営情報が適切に報告されるよう必要な対応を行います。

また、高齢者が住み慣れた地域生活を継続できるようにするため、配食や見守り等生活支援等サービスの情報をまとめた「しそう地域宝物リスト」をホームページに公表し周知に努めます。

(7)共生型サービスの検討

国における指定基準等の情報や共生型サービスへの事業所参入の意向を把握し、障害福祉サービスとの連携を図りながらサービス提供体制に関する検討を行います。

第6章 介護保険サービス事業費の見込みと介護保険料

1 給付費の見込み

(1)介護給付費

必要サービス量に基づいて算出した介護給付費は、次の通りです。

(千円)

	実績		実績見込み	見込み			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
居宅介護サービス							
訪問介護	214,419	205,610	213,234	206,255	204,169	201,314	212,999
訪問入浴介護	11,957	10,816	11,393	10,960	10,960	10,240	11,393
訪問看護	111,447	118,409	127,982	124,449	122,299	120,517	127,615
訪問リハビリテーション	5,787	5,707	4,576	4,576	4,576	4,576	4,576
居宅療養管理指導	14,729	15,700	19,141	18,555	18,436	18,039	19,121
通所介護	415,764	415,080	400,525	392,833	386,878	383,591	399,877
通所リハビリテーション	153,337	155,480	149,300	146,469	144,382	143,182	149,139
短期入所生活介護	262,861	251,190	230,753	225,629	221,035	216,300	231,609
短期入所療養介護（老健）	62,950	57,152	58,989	57,136	54,843	54,843	58,989
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	112,250	115,828	116,086	112,967	110,823	109,555	115,492
特定福祉用具購入費	4,918	5,369	5,064	5,064	5,064	5,064	5,064
住宅改修費	11,271	11,553	9,105	9,105	9,105	9,105	9,105
特定施設入居者生活介護	27,213	27,513	41,927	41,927	41,927	41,927	41,927
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8,624	13,359	12,071	12,071	12,071	12,071	12,071
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	286,118	293,114	289,694	285,019	279,340	276,134	289,258
認知症対応型通所介護	33	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	62,928	37,556	39,987	39,987	39,987	39,987	39,987
認知症対応型共同生活介護	224,649	223,850	225,781	219,746	219,746	219,746	225,781
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0

		実績		実績見込み	見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3,072	3,122	3,018	3,018	3,018	3,018	3,018
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
施設サービス								
	介護老人福祉施設	1,305,250	1,316,043	1,325,288	1,328,387	1,331,486	1,344,585	1,330,969
	介護老人保健施設	530,102	494,797	424,857	460,804	460,804	460,804	428,045
	介護医療院	33,366	33,760	29,243	32,456	32,456	32,456	29,243
	居宅介護支援	202,345	204,464	197,158	193,353	190,597	188,887	196,884
合 計 【介護給付費】		4,065,392	4,015,472	3,935,171	3,930,766	3,904,002	3,885,941	3,942,644

※現時点での試算であり、今後、介護報酬改定等の影響により変動することがあります。

(2) 予防給付費

必要サービス量に基づいて算出した予防給付費は、次の通りです。

(千円)

	実績		実績見込み	見込み			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	21,959	21,945	22,410	22,410	22,069	22,069	21,817
介護予防訪問リハビリテーション	339	215	202	202	202	202	202
介護予防居宅療養管理指導	1,001	896	1,148	1,148	1,148	1,148	1,148
介護予防通所リハビリテーション	39,196	43,486	47,350	47,350	46,852	46,576	45,801
介護予防短期入所生活介護	1,620	1,108	722	722	722	722	722
介護予防短期入所療養介護（老健）	1,033	853	909	909	909	909	909
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	16,910	17,961	19,642	19,569	19,363	19,230	19,036
特定介護予防福祉用具購入費	1,216	1,202	1,267	1,267	1,267	1,267	1,267
介護予防住宅改修費	6,409	5,968	5,192	5,192	5,192	5,192	5,192
介護予防特定施設入居者生活介護	2,042	2,149	537	537	537	537	537
地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,382	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	634	0	0	0	0	0	0
介護予防支援	19,146	20,090	20,533	20,478	20,314	20,096	19,932
合 計 【予防給付費】	113,887	115,873	119,913	119,784	118,575	117,948	116,563

※現時点での試算であり、今後、介護報酬改定等の影響により変動することがあります。

(3)標準給付費

以上により算出された介護給付費および予防給付費に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、審査支払手数料を加えた第9期期間中の標準給付費見込額は、約128億円と見込んでいます。

(千円)

	実績		実績見込み	見込み			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
標準給付費	4,432,880	4,351,195	4,264,575	4,292,553	4,262,463	4,242,210	4,300,658
総給付費	4,179,279	4,131,345	4,055,084	4,050,550	4,022,577	4,003,889	4,059,207
特定入所者介護サービス費等給付額	148,388	118,578	112,698	141,601	140,362	139,447	141,278
高額介護サービス費等給付額	85,888	82,421	77,966	81,960	81,243	80,713	81,773
高額医療合算介護サービス費等給付額	16,058	15,434	15,430	15,324	15,190	15,091	15,289
審査支払手数料	3,267	3,417	3,397	3,118	3,091	3,070	3,111

※現時点での試算であり、今後、介護報酬改定等の影響により変動することがあります。

2 地域支援事業の見込み

第9期期間中の地域支援事業費見込額は、約6億5千万円と見込んでいます。

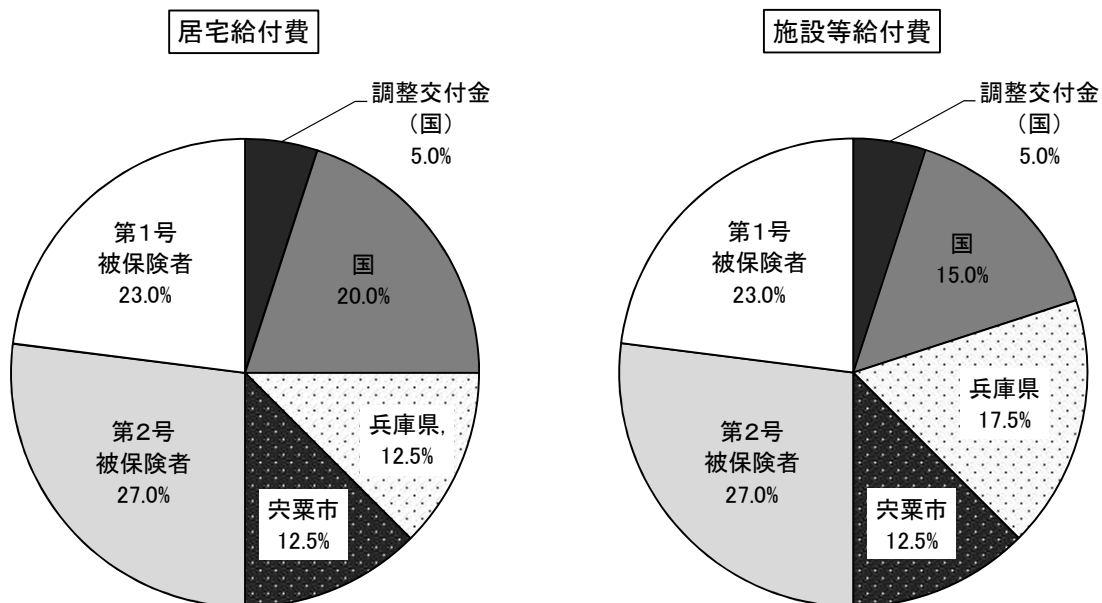
	実績		実績見込み	見込み			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
地域支援事業費 (千円)	208,108	197,551	217,467	217,467	217,517	217,517	178,200
保険給付見込額に 対する割合 (%)	4.5	4.3	4.9	4.8	4.9	4.9	4.0

3 介護保険料

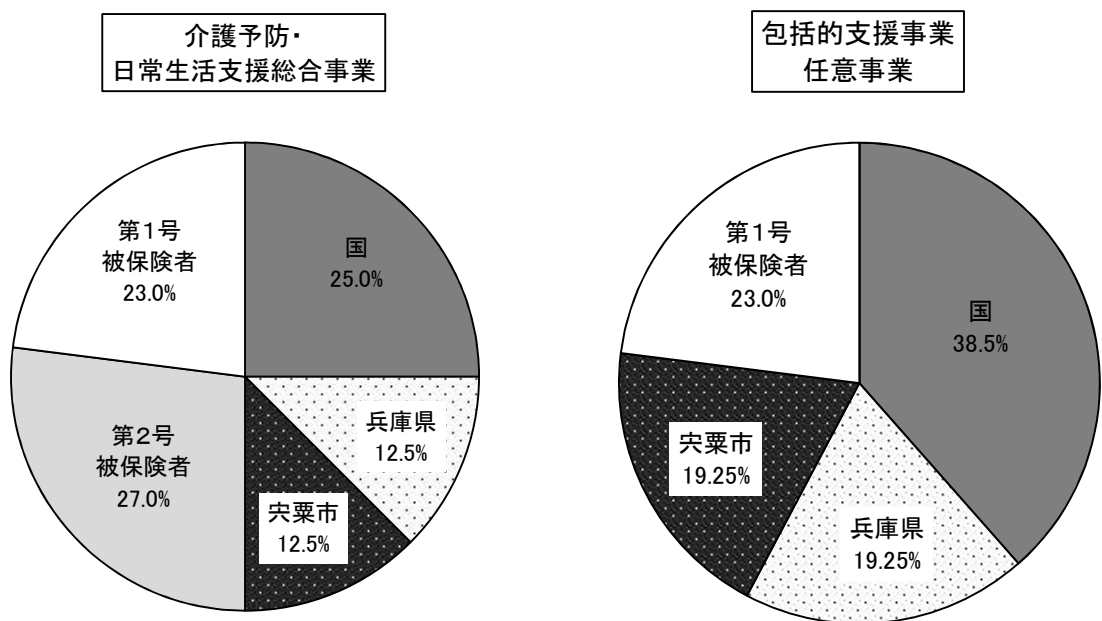
(1) 介護保険の財源

介護保険の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料、国・県・市の負担金、国の調整交付金によって構成されます。第1号被保険者の負担割合は、第9期計画では第8期から引き続き23.0%となっています。

■ 保険給付費



■ 地域支援事業費



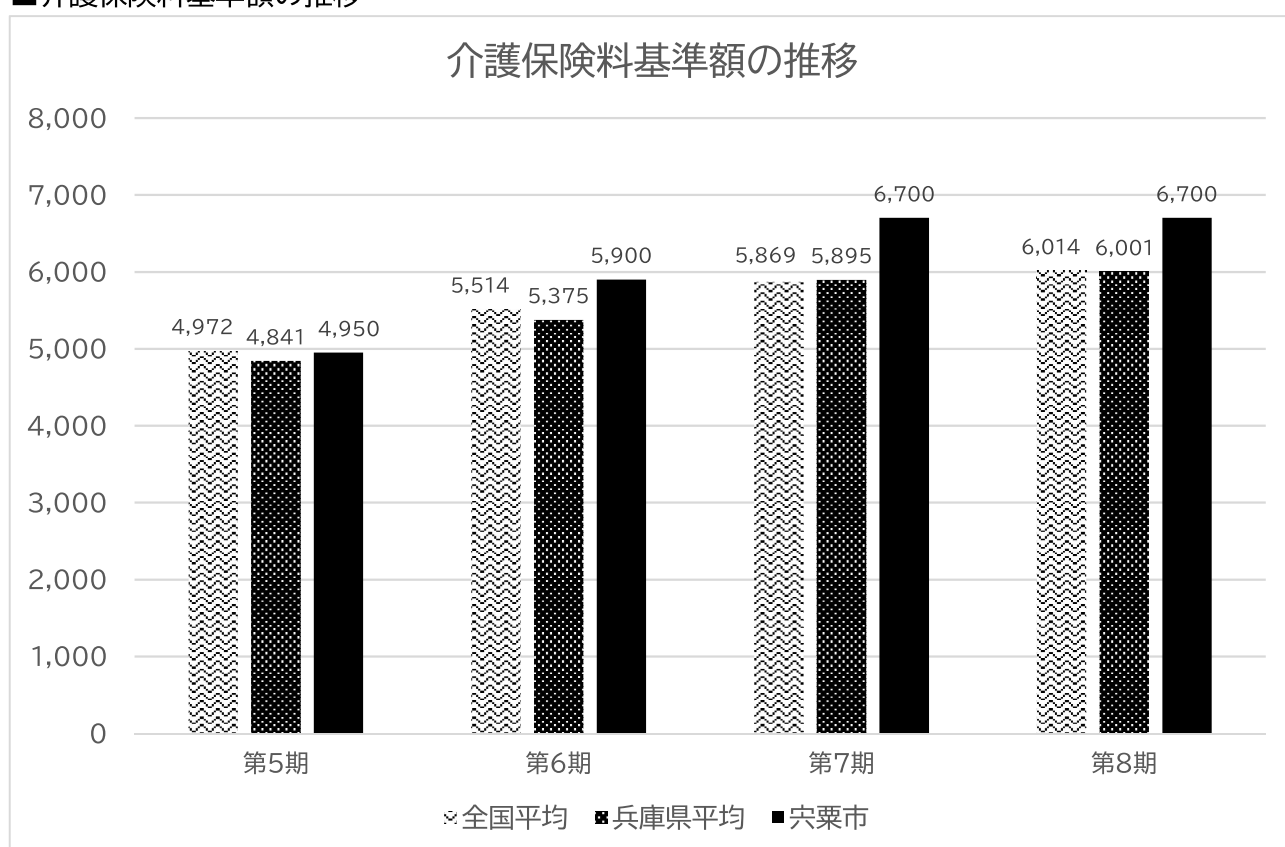
(2)介護保険料基準額の推移

65歳以上の介護保険料（第1号保険料）は、市区町村（保険者）ごとに決められ、金額はその市区町村の被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映したものととなります。

市の介護保険料は、3年を1期とする介護保険事業計画期間中の介護保険サービス事業費の利用見込量に応じたものとなるため、サービスの利用量が増加すれば保険料は上がり、利用量が減少すれば下がります。

本市の介護保険料基準額は、第5期においては、約2億円の介護保険事業基金の活用により大幅な保険料の軽減を図った結果、全国平均を下回りました。第6期では、前期ほどの基金の活用を見込めず、全国平均を上回る金額設定となりました。第7期では、2千万円、第8期では1億3千万円の基金の活用を見込みましたが、全国平均を上回りました。

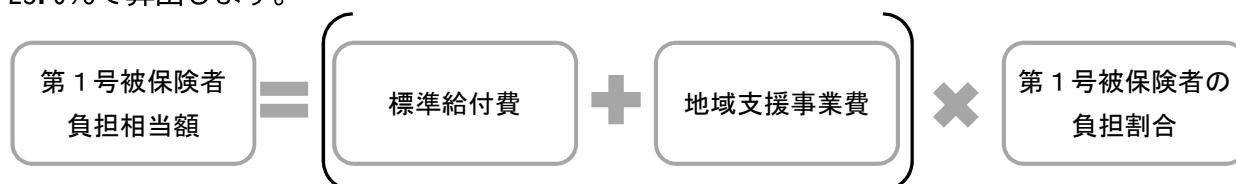
■介護保険料基準額の推移



(3)介護保険料算出の流れ

① 第1号被保険者負担相当額

第9期計画における第1号被保険者負担相当額は、標準給付費と地域支援事業費の合計金額の23.0%で算出します。



② 調整交付金

調整交付金は、第1号被保険者の後期高齢者の割合や所得段階別割合による市町村間の格差を調整するために国から交付されます。第9期では、交付割合を3.98%~4.76%と見込みます。

③ 介護給付費準備基金の活用

介護給付費準備基金とは、各計画期間における保険料の余剰分を積み立て、本計画及び次期計画期間において、保険料の不足分に充てるために活用する基金です。第9期では6千8百万円の基金の活用を見込みます。

④ 保険料収納必要額の算出

以上をもとに、保険料収納必要額を算出します。



※調整交付金が5%を上回る場合は、上回る額を第1号被保険者負担相当額から減算し、5%を下回る場合は、下回る額を第1号被保険者負担相当額に加算する。

⑤ 予定保険料収納率の算出

第9期計画期間における収納率は、実績から99.29%と見込みます。

⑥ 第1号被保険者数の補正

所得段階別の被保険者数に、各所得段階別の保険料率を掛け合わせ、補正した人数を算出します。

⑦ 第1号被保険者の介護保険料基準額の算出

予定保険料収納率を反映した保険料収納必要額を補正後の第1号被保険者数で除算し、保険料基準額を算出します。

(4)第1号被保険者の保険料基準額

保険料収納必要額（⑦）を所得段階別加入割合補正後の第1号被保険者数（⑧）で除算し、第1号被保険者の第9期保険料基準月額を算定します。

（①～⑦：千円、⑧：円）

	第9期見込み			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3年間合計
①標準給付費	4,292,553	4,262,463	4,242,210	12,797,226
②地域支援事業費	217,467	217,517	217,517	652,501
③第1号被保険者負担相当額 （①+②）× 0.23	1,037,305	1,030,395	1,025,737	3,093,437
④調整交付金相当額との差額				▲82,690
⑤介護保険事業基金の活用				68,000
⑥財政安定化基金の活用 による交付金				
⑦保険料収納必要額	（③－④－⑤－⑥）÷ 予定保険収納率（99.29%）			3,130,353
⑧所得段階別加入割合補正 後の第1号被保険者数 （人）	13,040	12,985	12,899	38,924
⑨保険料基準額 ⑦÷⑧÷12か月				

※現時点での試算額であり、介護報酬改定等の影響により変動することがあります。改定の影響による額においては介護保険事業基金の活用により調整を考えております。

(5)所得段階別保険料

宍粟市では第8期計画において、11段階の設定を行っていました。国ではこれまでの標準段階である9段階から第9期計画において13段階へと増やしており、これにあわせ宍粟市でも第9期計画では13段階の設定を行い、第1号被保険者の介護保険料について所得に応じた負担を適切に求めます。

所得段階	対象者	第9期乗率	第9期保険料
第1段階	生活保護の受給者、または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の人		円
	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人		
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が120万円以下の人		円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で上記以外の人		円
第4段階	本人は市民税非課税(世帯内に市民税課税者がいるで、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人		円
第5段階	本人は市民税非課税(世帯内に市民税課税者がいるで上記以外の人	1.0	円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人		円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以上、210万円未満の人		円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上、320万円未満の人		円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上、410万円未満の人		円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が410万円以上、500万円未満の人		円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上、590万円未満の人		円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が590万円以上、680万円未満の人		円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が680万円以上の人		円

※所得段階別保険料については、今後国から示される標準段階、対象者、標準乗率を基に保険料を算出します。

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進管理

本計画は、高齢社会が進むなか、介護や支援を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生きがいをもち、安心して暮らせるまちの実現をめざします。そのためには、市民・地域・行政・介護保険サービス事業者・医療機関等が一体となって本計画を推進する必要があります。

そこで、本市の関係各課が中心となり、高齢者の健康・介護予防、生きがいづくり、住まいの整備など高齢者をサポートする幅広い取り組みを計画的・総合的に進めます。

また、主な取り組みの方向性の状況や数値目標の達成状況について評価を行い、その後施策・事業に反映できるよう、PDCAサイクル（計画の作成－計画の実施－点検・評価－改善）による効果的な進行管理を行います。

2 庁内における連携体制

本計画に係る事業は、保健事業、介護保険サービス、介護予防、高齢者福祉サービス等の保健福祉関連分野だけでなく、まちづくりや交通政策、生涯学習等多岐にわたる施策が関連します。

このため、関係各課が連携し、一体となった取り組みを進めることで、計画の円滑な推進を図ります。

3 地域住民・関係機関・団体やサービス事業者、県等との連携

社会福祉協議会や医師会、民生委員・児童委員、老人クラブ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPO等、様々な団体及び兵庫県との協働体制及び連携の強化に取り組み、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりの推進を図ります。

4 計画の周知・啓発

本計画について、広報誌やリーフレット、市のホームページなど多様な媒体や各種事業を通して広報活動を行い、市民やサービス事業所等への周知・啓発を図ります。